令和２年度

第８回　農業委員会総会議事録

市　川　市　農　業　委　員　会

第８回　市川市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和２年１１月６日（金）午後１時３０分～午後２時３５分

２．開催場所　勤労福祉センター　４階　第３会議室

３．農業委員　出席委員　　　１０人

会長	１０番	石井　克己
委員	１番	小川　治夫
	２番	小沢　伊知郎
	３番	石橋　弘嗣
	４番	石田　まさ子
	５番	宇田川　忠好
	６番	太田　裕士
	７番	板橋　利行
	８番	石井　文夫
	９番	石井　利和

４．農地利用最適化推進委員　　　６人

１番	久保田　章
２番	富田　憲一
３番	岡本　好夫
４番	石井　玄徳
５番	大滝　輿鷹
６番	平田　秀行

５．　議事日程

１　議事録署名委員の指名

２　会議書記の指名

３　付託調査班（委員）の指名

４	議案第１号	農地法第４条の規定による許可申請について	５件
	議案第２号	農地法第４条の規定による許可後の計画変更承認申請について	１件
	議案第３号	農地法第５条の規定による許可申請について	２件
	議案第４号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	１件
	議案第５号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	４件
	議案第６号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	１件
	報告第１号	農地法第４条又は第５条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	３２件
	報告第２号	地目変更登記に係る回答について	６件
	報告第３号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	６件

５　農業委員会事務局職員

局　長	飯塚　浩一
次　長	舘野　裕之
副主幹	本多　浩章
副主幹	田中　恒平
主　査	平野　雅邦

６．会議の概要

発言者	内　　　　　　容
議　　　長	ただ今から、令和２年度第８回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 　本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員１０名中　１０名、推進委員６名中　６名出席しております。 　農業委員の出席者が過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律第２７条第３項」の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 　それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 　市川市農業委員会会議規則第９条第１項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし
議　　　長	それでは、議席１番の委員と議席２番の委員にお願いいたします。 　なお、本日の会議書記には、事務局職員の本多副主幹、田中副主幹にお願いいたします。 　次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 　農地関係は、第１班で、議席１番の委員、議席２番の委員です。 　農政関係は、第３班で、議席５番の委員、議席６番の委員です。 　なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。 　それでは、議案第１号から議案第６号までと、報告第１号から報告第３号までを議題といたします。 　慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。

	議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請」について、５件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事　務　局　長	議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は５件でございます。 議案の１ページ、２ページをお願いいたします。 （1）の申請受付日は、令和２年１０月２１日でございます。 申請地は奉免町で、地目は田、面積は１６６平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸駐車場及び進入路にするものでございます。 次に、議案の３ページから６ページをお願いいたします。 （2）と（3）は関連することから一括してご説明させていただきます。 申請受付日は、いずれも令和２年１０月２１日でございます。 （2）の申請地は上妙典で、地目は畑、面積は３１１平方メートルです。 （3）の申請地も上妙典で、地目は畑、面積は８４２平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸駐車場にし、同一の法人に貸付けするものでございます。 次に、議案の７ページから１０ページをお願いいたします。 （4）と（5）は関連することから一括してご説明させていただきます。 申請受付日は、いずれも令和２年１０月２３日でございます。 （4）の申請地は高谷で、地目は田、面積は８０平方メートル、外３筆で、合計面積は８５２平方メートルです。 （5）の申請地も高谷で、地目は田、面積は４９５平方メートル、外３筆で、合計面積は１，２８０平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 転用目的は、貸車両置場にし、同一の法人に貸付けするものでございます。 説明は、以上でございます。

議　　　長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、 調査は第４班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席７番	議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請について」。 現地調査は、令和２年１０月２９日に農地調査班第４班の委員で行いました。 （１）の申請地は、県立市川東高校の北西側、おおむね２００メートルに位置しており、現況は砕石敷地になっておりました。 農地区分については、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第２種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接に農地はありませんが、境界には、既にコンクリートによる土留が設置されており、土砂等の流出は防除されているとのことでございます。 また、敷地内は既に、砕石敷きにて整備され、雨水については、自然浸透とするものでございます。 汚水、雑排水はありません。 申請地につきましては、通院用の乗用車４台の貸駐車場と、一部土留めを撤去して既存施設の出入用の進入路とする予定です。 なお、申請地は過去に今回貸付をする隣接の病院の駐車場として一時的に貸していたことがあったため、砕石敷地となっておりますが、転用後は同様の土地利用をすることから、砕石を撤去することが、経済的損耗が著しく、合理性を欠くとして始末書が提出されております。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。 （２）、（３）の申請地は、クリーンセンターの南側道路向かいに位置しており、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当

	しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第２種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣地境界線より３０センチメートル内側にトタン塀を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。 また、敷地内は、埋立等は行わず整地後転圧し砂利敷にて整備し、雨水については、自然浸透とするものでございます。 汚水、雑排水はありません。 申請地につきましては、大型ダンプカー１４台の貸駐車場とする予定です。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。 （4）、（5）の申請地は、県立市川南高校の北西側道路向かいに位置しており、現況は砕石敷地になっておりました。 農地区分については、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第２種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、既設簡易土留及びガードフェンスにて、土砂等の流出を防除するとのことでございます。 また、敷地内は既に、砂利敷きにて整備され、雨水については、自然浸透とするものでございます。 汚水、雑排水はありません。 申請地につきましては、４トントラック２６台の貸車両置場とする予定です。 なお、申請地は現在の所有者が相続する前から駐車場として貸していたことがあったため、砂利敷となっておりますが、転用後は同様の土地利用をすることから、砂利を撤去することが、経済的損耗が著しく、合理性を欠くとして始末書が提出されております。 また、申請地にあった小屋や建設資材については撤去済です。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。

	報告は以上です。
議　　長	ありがとうございました。 第４班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事　務　局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 （１）の申請人は、船橋市に居住する方で、隣接する病院から駐車場の拡張と進入路の拡張をしたいとの要望を受け今回の申請に至ったとのことでございます。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、令和２年１２月１日に着工し、完了は、令和３年３月３１日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 続いて（２）（３）についてでございますが、申請人はいずれも、市内に居住する方で、市内にて土木工事業を営む法人から駐車場を貸してほしい旨の要望を受け、今回の申請に至ったとのことでございます。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。

	一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後３０日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 続いて（4）、（5）の申請についてでございますが、（4）の申請人は、船橋市に居住する方で、（5）の申請人は市内に居住する方で、今回江戸川区にて一般貨物自動車運送業を営む法人から車両置場を貸してほしい旨の要望を受け、今回の申請に至ったとのことでございます。 資力及び信用についてでございますが、いずれも工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、いずれも農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺農地等への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後７日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 以上でございます。
議　　長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。

	ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし
議　　長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請について」（1）を、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号（1）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、（2）及び（3）は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。 議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請について」（2）及び（3）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号（2）及び（3）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、（4）及び（5）は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。 議案第１号「農地法第４条の規定による許可申請について」（4）及び（5）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各　委　員	異議なし
議　　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号（4）及び（5）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、議案第２号「農地法第４条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、１件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局長	議案第２号「農地法第４条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、ご説明いたします。 議案の１１ページ、１２ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和２年１０月２３日でございます。 申請地は、高谷で地目が畑、面積は3，３４４平方メートル、外１筆で合計面積は4，１７６平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。 本件は、令和２年８月２４日付けで、貸野球練習場用地として、農地法第４条の規定による許可を受けたものでございますが、当初の工事内容が変更となったため、計画変更承認申請がなされたものでございます。 説明は、以上です。
議　　　長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第４班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席７番	議案第２号「農地法第４条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、現地調査は、令和２年１０月２９日に農地調査班第４班の委員で行いました。 申請地は、市川南高校の西側、おおむね２００メートルに位置し、登記簿上の地目は畑となっております。

	令和２年８月２４日付で、貸野球練習場として許可を受けたものでございます。 当初の計画地に隣接地を追加し工事を行うことになったことに伴い、造成計画及び被害防除施設、駐車場の仕様を変更するものです。 申請地は、転用工事中で、調査班としては、必要性も認められ承認相当と思います。 以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議　　長	ありがとうございました。 第４班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事　務　局	それでは農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 申請地は、調査班のご報告のとおり、当初の目的どおり適正に施行されていることと、変更後の周辺に対する被害防除についても特に問題はございません。 変更の理由として、のちにご説明します議案第３号（２）の申請地と一体として事業を行うことと、転用工事の過程で申請地より多量の小石が掘り起こされ、土の入れ替えをする必要が出てきたこと、それに伴う造成計画及び被害防除対策、駐車場の変更です。 追加、変更工事の資金計画については自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 以上のことから、許可後の計画変更については、確実性が認められるものと思われます。 以上でございます。
議　　長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各　委　員	なし
議　　　長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第２号「農地法第４条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、承認相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし
議　　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第２号は、全会一致により承認相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」、 ２件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局長	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」、 今回の申請件数は、２件でございます。 議案の１３ページ、１４ページをお願いいたします。 （1）の申請受付日は、令和２年１０月２１日でございます。 申請地は北方町で、地目は田、面積は４６４平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、資材置場及び車両置場を目的に所有権の移転をするものでございます。 続きまして１５ページ、１６ページをお願いします。 （2）の申請受付日は、令和２年１０月２３日でございます。 申請地は高谷で、地目は畑、面積は８８平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、貸野球練習場を目的に所有権の移転をするもの

	でございます。 　説明は、以上でございます。
議　　長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第４班に付託しております。 　調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席７番	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」。 　現地調査は、令和２年１０月２９日に農地調査班第４班の委員で行いました。 （１）の申請地は、ＪＡいちかわ本店の南側、道路斜向かいに位置し、現況は休耕地になっておりました。 　農地区分については、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第２種農地と判断されます。 　転用にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地との境界には、既存土留め及び新設ブロック２段積み土留めにて、土砂等の流出を防除します。 　また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。 　申請地につきましては、残土運搬用作業車１台の車両置場と、残土置場とする予定です。 　譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 　以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。 　（２）の申請地は、市川南高校の西側おおむね２５０メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 　農地区分については、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第２種農地と判断されます。 　転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、コンクリート土留めを設置し、土砂等の流出を防除するとともに、安全措置として、

	５から７メートルの高さの防球ネットを設置し、ボールの越境を防ぐとのことでございます。 　また、敷地内の埋立等は行わず、整地後転圧し、雨水については、自然浸透とするものでございます。 　汚水、雑排水はありません。 　譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 　以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。 　報告は以上です。
議　　長	ありがとうございました。 　第４班から調査報告をしていただきました。 　続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 （1）ですが、譲受人は、市内に本店を置き、主に建設業を営むことを目的とする法人です。 　申請地は、譲受人が所有する車両置場兼残土置場の隣接に位置し、事業拡大と作業効率の向上のため敷地を拡張する必要があり、今回、譲っていただけるとのことから申請に至ったとのことです。 　資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 　一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 　転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 　工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は着工後３０日以内となっております。

	以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 続きまして（2）ですが、譲受人は、市内に本店を置き、不動産管理業を営むことを主な目的とする法人です。 申請地は、譲受人の関連会社が賃借する予定で、転用許可を受けて現在工事施行中である、議案第２号の隣接に位置し、申請地と一体として利用することにより、地型が整形となり利用効率が向上するため要望しておりましたところ、今回、譲っていただけるとのことから申請に至ったとのことです。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有り次第に着工し、完了は許可後３０日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 説明は、以上でございます。
議　　長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし
議　　長	「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。

	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」（１）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし
議　　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第３号（１）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」（２）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし
議　　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第３号（２）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 次に、議案第４号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、１件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局長	議案第４号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 今回の申請は１件でございます。 議案書の１７ページをお願いいたします。 相続人から租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受けるため、令和２年１０月２０日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。 対象となる特例農地は、大野町１丁目の農地３筆で、合計面積は

	２，９８３平方メートルです。 　地目は「畑」及び「山林」ですが、現況は「梨畑」でございます。 　なお、特例農地の相続開始は令和２年３月３１日でございます。 　説明は以上でございます。
議　　長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、 調査は第２班に付託しております。 　調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席３番	議案第４号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。 　現地調査は、令和２年１０月２８日に第２班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 　農業経営は、被相続人と願出人と願出人の兄弟４名で農業に従事していました。 　特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。 　特例農地の状況ですが、市立大野小学校の北西側に位置した畑３筆、 ２，９８３平方メートルです。 　いずれも適正に肥培管理されておりました。 　調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。 　以上でございます。
議　　長	ありがとうございました。 　第２班から調査報告をしていただきました。 　それでは、これより質疑に入ります。 　ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

各　委　員	なし
議　　　長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第４号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし
議　　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第４号は、全会一致により証明することと、決定いたします。 次に、議案第５号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、４件ございます。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局長	議案第５号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」ご説明いたします。 議案の１９ページをお願いいたします。 令和２年9月１８日付けで市川税務署長より、租税特別措置法第７０条の６第１項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第５項の規定に基づき２０年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状況について、４件の確認書の提出を求められたものです。 （1）についてですが、登記地目「田」及び「畑」現況地目「畑」の３筆、合計面積は1，９１７平方メートルです。 （2）についいてですが、登記地目「山林」及び「畑」現況地目「樹園地」の６筆、合計面積は１３，２９２平方メートルです。 （3）についいてですが、登記地目「田」及び「畑」現況地目「畑」の３筆、合計面積は８６３平方メートルです。 （4）についいてですが、登記地目「田」「現況地目「畑」の７筆、合計

	面積は３，６４２平方メートルです。 　次に、本件に係る市川税務署の確認事項についてご説明いたします。 　税務署から求められている確認事項は、 　１．自ら所有し、自ら農地として使用している 　２．自ら農地として使用していない 　３．譲渡等により、現在所有していない この３つの中から選択することになっております。 　説明は以上でございます。
議　　長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第２班に付託しております。 　調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席３番	議案第５号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」調査報告をいたします。 　現地調査は、令和２年１０月２８日に第２班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 　（１）の当該特例農地の所有者は、堀之内の農家の方です。 　特例農地は北総線北国分駅の東側で、３筆、１，９１７平方メートルです。 　現状は露地畑として適正に管理されておりました。 　このことから「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。 　（２）の当該特例農地の所有者は、大町の農家の方です。 　特例農地は市川動植物園の北側で、６筆、１３，２９２平方メートルです。 　現状は梨畑として適正に管理されておりました。 　このことから「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。 　（３）の当該特例農地の所有者は、原木の農家の方です。 　特例農地は京葉道路原木インターの南側で、３筆、８６３平方メートルです。 　現状は露地畑として適正に管理されておりました。

	このことから「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。 （４）の当該特例農地の所有者は、曽谷の農家の方です。 特例農地は曽谷公民館の南側で、７筆、３，６４２平方メートルです。 現状は露地畑として適正に管理されておりました。 このことから「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。 報告は以上でございます。
議　　長	ありがとうございました。 第２班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし
議　　長	「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。 議案第５号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」（１）について、調査報告のとおり、「自ら農地として使用」と回答することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第５号（１）は、全会一致により「自ら農地として使用」と回答することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第５号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」（２）について、調査報告のとおり、「自ら農地として使用」と回答する

	ことに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし
議　　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第５号（２）は、全会一致により「自ら農地として使用」と回答することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第５号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」（３）について、調査報告のとおり、「自ら農地として使用」と回答することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし
議　　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第５号（３）は、全会一致により「自ら農地として使用」と回答することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第５号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」（４）について、調査報告のとおり、「自ら農地として使用」と回答することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし
議　　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第５号（４）は、全会一致により「自ら農地として使用」と回答することと、決定いたします。 次に、議案第６号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、

	１件ございます。 　事務局から議案の説明をお願いします。
事務局長	議案第６号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。 　議案書の２１ページをお願いいたします。 　令和２年１０月２８日付けで、生産緑地法第１０条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が１件提出されたものでございます。 　説明は以上でございます。
議　　長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第２班に付託しております。 　調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席３番	議案第６号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。 　現地調査は、令和２年１０月２８日に第２班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 　申請地は、市川市市民プールの南東側に位置した露地畑２筆、 面積１，５０２平方メートルで、主に申出人が農業に従事していましたが、身体の故障により農業に従事することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。 故障を発症するまでの農業従事日数は、年間２５０日で、農家基本台帳で確認いたしました。 　このことから、故障した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。 　以上でございます。
議　　長	ありがとうございました。 　第２班から調査報告をしていただきました。

	それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各　委　員	なし
議　　　長	「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。 議案第６号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし
議　　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第６号は、全会一致により証明することと、決定をいたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。 次に、報告第１号「農地法第４条又は第５条の規定による農地転用の届出について」、３２件ございます。 事務局より、報告をお願いいたします。
事務局次長	報告第１号「農地法第４条又は第５条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、ご報告いたします。 議案の２３ページをお願いいたします。 今回の報告は、令和２年１０月２日から１０月３０日までに届出がされたものであり、農地法第４条の届出は、１１件、２０筆、３，７５９．６４平方メートル、第５条の届出は、２１件、２２筆、５，９３４．０２平方メートルでございます。 第４条と第５条を合わせますと、３２件、４２筆、転用面積は、

	９，６９３．６６平方メートルとなります。 なお、詳細につきましては、２４ページから３０ページまでの記載のとおりでございます。 以上でございます。
議　　長	ありがとうございました。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 続きまして、報告第２号「地目変更登記に係る回答について」、６件ございます。 事務局より、報告いたします。
事務局次長	報告第２号「地目変更登記に係る回答について」ご報告いたします。 議案の３１ページから３６ページをお願いいたします。 （1）については、令和２年9月２９日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。 土地の所在は柏井町、面積は１，０４８平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。 登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。 本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておりません。 そこで、事務局職員による現地確認後、令和２年１０月８日に農地調査班第４班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、農地転用無許可、現況については「宅地」と記載したうえで回答したものでございます。 続きまして（2）については、令和２年１０月２日付けで、千葉地方法務

	局市川支局登記官から照会がありました。 　土地の所在は北方町、面積は４４６平方メートルで市街化調整区域に位置しております。 登記簿の地目を「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。 　本件に係る申請状況としましては、平成１９年4月１６日付けで農地法第５条に基づいて「駐車場及び資材置場」を目的に転用許可がなされております。 　そこで、事務局職員による現地確認後、令和２年１０月８日に農地調査班第４班の農業委員及び区域を担当する農地最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 　なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「転用目的どおり」と記載したうえで回答したものでございます。 　続きまして（3)については、令和２年１０月６日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。 　土地の所在は大町、面積は２８８平方メートル他１筆、合計面積は３４１平方メートルで市街化調整区域に位置しております。 　２筆ともに登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。 　本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておりません。 　そこで、事務局職員による現地確認後、令和２年１０月１９日に農地調査班第４班の農業委員及び区域を担当する農地最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 　なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、農地転用無許可、現況については「事業所」と記載したうえで回答したものでございます。 　続きまして（4）については、同じく令和２年１０月６日付けで、千葉地

	方法務局市川支局登記官から照会がありました。 土地の所在は大町、面積は４６１平方メートル他１筆、合計面積は５０８平方メートルで市街化調整区域に位置しております。 ２筆ともに登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。 本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておりません。 そこで、事務局職員による現地確認後、令和２年１０月１９日に農地調査班第４班の農業委員及び区域を担当する農地最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、農地転用無許可、現況については「自動車修理工場」と記載したうえで回答したものでございます。 続きまして（5）については、令和２年１０月１２日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。 土地の所在は相之川、面積は７４９平方メートルで市街化区域に位置しております。 登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。 本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておりません。 そこで、事務局職員による現地確認後、令和２年１０月１９日に農地調査班第４班の農業委員及び区域を担当する農地最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については農地転用無許可、現況については「駐車場」と記載したうえで回答したものでございます。 続きまして（6）については、令和２年１０月２６日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。

	土地の所在は大町、面積は５８１平方メートル他１筆、合計面積は１，５３７平方メートルで市街化調整区域に位置しております。 ２筆ともに登記簿の地目を「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。 本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておりません。 そこで、事務局職員による現地確認後、令和２年１０月２６日に農地調査班第４班の農業委員及び区域を担当する農地最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。 なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として農地転用無許可、現況については「宅地」と記載したうえで回答したものでございます。 以上でございます。
議　　長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 続きまして、報告第３号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、６件ございます。 事務局より、報告いたします。
事務局次長	報告第３号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、ご報告いたします。 議案の３７ページ及び３８ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。 令和２年9月２８日から１０月２８日までに申請のあった６件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行したものです。

	以上でございます。
議　　長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和２年度第８回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。